

足寄町告示第 40 号

足寄町農業振興地域整備計画（令和8年4月23日 告示第26号）を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画（案）及び変更理由書を次のとおり縦覧に供する。

また、当該農業振興地域整備計画（案）に対して、足寄町に住所を有する者は、その縦覧期間中に書面により意見を提出することができる。

なお、当該農業振興地域整備計画（案）のうち、農用地利用計画の変更（案）に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更（案）に対し異議のあるときは、令和8年10月5日（縦覧期間満了の日）の翌日から令和8年10月21日までに足寄町にこれを申し出ることができる。

令和8年9月11日

足寄町長 渡辺 俊一

1. 農用地利用計画の変更（案）及び変更理由書の縦覧期間

自 令和8年9月11日

至 令和8年10月5日 （公告年月日の翌日から起算して23日目の日）

2. 農用地利用計画の変更（案）及び変更理由書の縦覧場所

足寄町北1条4丁目48番地1

足寄町役場農林課

3. 意見書に係る留意事項等

① 提出先 足寄町役場農林課農業振興室

② 提出方法

日本語により書かれた書面に限る。但し、郵便、FAX、メール、持参のどの方法によっても可。個人の場合にあっては、住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。

③ 提出期限 上記1の縦覧期間内

④ その他

意見書については、その内容を公開する場合があるとともに、提出された意見に対し個別に回答は行いません。市町村整備計画の決定公告の際に、意見の要旨及びその処理結果を併せて公告します。

4. 異議の申出に係る留意事項等

① 申出先 足寄町役場農林課農業振興室

② 申出方法

日本語により書かれた書面に限る。但し、郵便、FAX、メール、持参のどの方法によっても可。

③ 申出期限 上記1の縦覧期間の翌日から起算して15日以内。